

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人やず
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年11月20日、21日及び令和8年1月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・役員及び評議員の選任手続は、法令、定款及び内部規程に基づき適切に行うこと。
- ・利益相反取引に該当する取引について、理事会の承認を受け、取引後は報告を行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない者があった。</p> <p>については、評議員の候補者本人から、誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、法第44条第1項により準用される第40条第1項)(審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>誓約書を徴収していなかった評議員から誓約書を徴収した。</p> <p>今後選任する際は、遺漏のないよう、事前に誓約書を徴収し、選任要件を確認する。</p>
2	<p>評議員の就任について、承諾書を徴していない者がいた。</p> <p>法人と評議員との関係は委任に関する規定に従うため、評議員として選任された者が就任を承諾することにより、その時点(承諾のときに役員(評議員)の任期が開始していない場合は任期の開始時)から役員(評議員)となることから、就任の承諾の有無については、就任承諾書を徴すること。</p> <p>(法第38条)</p>	<p>承諾書を徴収していなかった評議員から承諾書を徴収した。</p> <p>今後選任する際は、遺漏のないよう、事前に承諾書を徴収する。</p>
3	<p>理事が代表を務める法人との取引(以下「利益相反取引」という。)について、取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告すべきところ、報告が行われていなかった。</p> <p>については、利益相反取引については、取引後、遅滞なく当該取引の重要な事実を理事会に報告すること。</p> <p>なお、継続的な取引を行う利益相反取引についても、毎年度末の理事会等で定期的に報告を</p>	<p>令和6年度の理事会において承認を受けた取引の実績について、令和8年6月開催予定の理事会に、7年度の実績とともに報告することとする。</p> <p>継続的な取引についても年度終了後の最初の理事会に実績を報告することとする。</p>

	<p>行うこと。</p> <p>(法第45条の16第4項において準用する一般 法人法第92条第2項)</p>	
4	<p>法人の理事が経営する会社にボランティアの食事代や商品の購入代の支払を行っていたが、当該取引は利益相反取引に該当するにもかかわらず、理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>ついては、理事長は、当該契約につき重要な事実を理事会に開示し、契約締結の適否につき承認を受けること。</p> <p>なお、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に加わることができないので留意すること。</p> <p>(法第45条の14第5項)</p> <p>(法第45条の16第4項において準用する一般 法人法第84条)</p>	<p>令和8年3月17日開催の理事会に附議することとする。</p>
5	<p>役員等弔慰金及び見舞金規約が定められているが、理事会及び評議員会に附議されていなかった。</p> <p>ついては、役員の報酬の支給基準は、評議員会の決議を受けること。</p> <p>なお、貴法人の定款細則別表において、限定列举されている規定以外の規程を理事長の専決としているが、日常の業務ではない事項については理事会に附議することが適当であるので、見直しについて検討されたい。</p> <p>(法第45条の35第2項)</p>	<p>令和8年3月17日開催の理事会、3月26日開催の評議員会に附議することとする。</p> <p>定款細則別表については、規定内容等を検討し令和8年度内に改正を行うこととする。</p>
6	<p>計算書類の附属明細書について、次のような不備が見受けられた</p> <p>① 資金収支計算書及び事業活動計算書の支払利息支出と借入金明細書の支払利息当期支出額の金額が一致していなかった。</p> <p>② 本部拠点区分の積立金・積立資産明細書(退任慰労金積立資産)の摘要欄に記載すべき事項が記載されていなかった。</p> <p>ついては、附属明細書の作成に当たっては、運用上の取扱いに則り正確に作成するとともに、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い26)</p>	<p>計算書類との整合性に留意して附属明細書を作成し、不備がないようにする。</p>
7	<p>計算書類に関する注記について、次のような不備があった。</p> <p>① 「合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け」に係る記載がなかった。</p> <p>② 標題について、(法人全体用)、(〇〇拠点区分用)との記載がなかった。</p> <p>ついては、計算書類に対する注記について、定められた様式に従って正確に記載すること。</p> <p>(会計省令第29条第1項第15号)</p>	<p>計算書類の注記は経理規程に定められた様式に従って正確に記載し、不備がないようにする。</p>

	(経理規程第61条)	
8	<p>本部拠点区分において、積立金・積立資産明細書に退任慰労金積立金が計上されていないにもかかわらず、事業活動計算書に退任慰労金積立金取崩額が計上されていた。</p> <p>ついては、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金・積立金明細書 退任慰労金積立金 金額記載なし ・事業活動計算書 繰越活動増減差額の部 その他の積立金取崩額 退任慰労金積立金取崩額 3,190,000 円 (会計省令第23条) (運用上の取扱い26) 	<p>計算書類との整合性に留意して附属明細書を作成し、不備がないようにする。また、正確な伝票処理を行うようにする。</p>
9	<p>理事の親族が亡くなった際の花輪代の支出について、慶弔規程の具体的な基準額に基づいていなかった。</p> <p>ついては、香典その他慶弔費の支出に当たっては、慶弔に関する規程に添って、適切に支出すること。</p> <p>別途特別に負担する場合は、その旨を稟議等で記載して支出を行うにあたっての経過を残しておくことが望ましい。</p> <p>また、花輪代は別の理事が代表者を務める会社に支払っているため、利益相反取引に該当するが、理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>ついては、理事長は、当該契約につき重要な事実を理事会に開示し、契約締結の適否につき承認を受けること。</p> <p>(法第45条の14第5項) (法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)</p>	<p>当該取引については、令和8年3月17日開催の理事会に附議することとする。</p> <p>また、香典その他慶弔費の支出は、原則、慶弔規程に沿って支出するとともに、別途特別に負担する場合は、その旨稟議等に経過を残すこととする。</p>